

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、特定地域内の特定業種に属する事業分野において、冬期に、事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴い離職する者が多数発生している現状にかんがみ、雇用促進事業団にこれらの者の通年雇用の促進を図るため必要な業務を行わせること等により、これらの者の職業及び生活の安定に資するとともに、これらの地域における経済の健全な発展に寄与することを目的とするものとする。 (第一条関係)

第二 定義

- 一 この法律において「特定地域」とは、積雪又は寒冷の度が著しく高い地域であって、この法律で定める通年雇用の促進のための措置を講ずる必要があるものとして政令で定める地域をいうものとする。
- 二 この法律において「特定業種」とは、建設業その他冬期に、特定地域内に所在する事業所において事業活動の縮小を余儀なくされ、これに伴い離職する者が多数発生していると認められる業種として政令

で定める業種をいうものとする。

- 三 この法律において「対象事業主」とは、特定地域内に所在する事業所において特定業種に属する事業を行う事業主であって、年間を通じて当該事業を行うことにより季節的に雇用される労働者について通年雇用を行うものをいうものとする。（第二条関係）

第三 雇用促進事業団の行う助成金の支給等の業務

- 一 雇用促進事業団（以下「事業団」という。）は、次の業務を行うものとする。
- 1 対象事業主に対して、冬期に、特定業種に属する事業を行い、かつ、労働者を雇用するため必要な設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
 - 2 対象事業主に対して、当該事業主が冬期に積雪又は寒冷の度が著しく高いため劣悪な作業環境の下において業務に従事することとなる労働者に対して特別に支払う手当に要する費用に充てるための助成金を支給すること。
 - 3 対象事業主に対して、当該事業主が冬期に専ら悪天候等によりやむを得ず業務に従事させることができなかつた労働者に対して特別に支払う手当に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

- 4 対象事業主に対して、冬期に特定業種に属する事業を行うため特に必要となる費用（１から３までに掲げるものを除く。）に充てるための助成金を支給すること。
 - 5 特定業種に属する事業を行う事業主に特定地域内に所在する事業所において季節的に雇用されていた労働者（７において「対象労働者」という。）に対して、通年雇用を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習であって、二十日以上期間にわたって実施されるものを行うこと。
 - 6 ５の講習を受けた労働者であって、当該講習を受けた日数が二十日以上であるものに対して、給付金を支給すること。
 - 7 対象労働者の通年雇用の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行うこと。
- 二 事業団は、労働大臣の認可を受けて、地方公共団体又は事業主若しくは事業主の団体に対して、一の５から７までに掲げる業務の一部を委託することができるものとする。
 - 三 事業団は、一の業務について、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならないものとする。
 - 四 その他所要の規定を設けるものとする。（第三条、第四条及び第六条関係）

第四 交付金

国は、事業団に対して、第三の一の業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。 (第五条関係)

第五 公共事業についての配慮

国、地方公共団体及び特殊法人は、公共事業を計画実施するに当たっては、特定地域内の特定業種に属する事業分野における通年雇用の促進について配慮するものとする。 (第七条関係)

第六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 二 労働省設置法について所要の改正を行うものとする。 (附則関係)